

## 今月のテーマ 相続税対策の定番 110万円贈与はなくなる！？

「年間110万円までを子供や孫に贈与した場合に、贈与税がかからない」という制度を一度は聞いたことがあるかと思います。

実は、この制度が近年中に廃止されるのではと業界関係者のなかで話題になっていました。しかし、政府税調と党税調の税制調査会長が現実的に厳しいとの認識を示したことから、「110万円の贈与枠」は今後も継続される見通しとなりました。

この暦年課税に認められた年間110万円までの基礎控除枠は、数ある生前贈与の中でも、使い勝手がよく、効果も高いため、利用している方も少なくないと思います。

例えば、子供3人、孫4人がいて、各々に110万円贈与すれば、年間770万円を自身の財産から減少させることができ、それを3年継続すれば、2,310万円を無税で贈与できることになるので、相続税対策の定番手法ということになります。

なお、当該110万円の贈与枠を利用するためには、贈与契約書の作成や贈与金額を一律110万円ではなく、時には105万円だったり、100万円だったりと変えたりする等の対策が必要になりますので、そのやり方については専門家へ相談することをおすすめします。

間違えたやり方で110万円の贈与を行った場合には、税務署から否認される可能性もあり、折角の相続税対策が無駄になってしまうこともありますので、注意が必要です。

さて、110万円の贈与枠が継続される見通しと言っても、「相続税と贈与税の一体化」という方向性については、政府税調と党税調の税制調査会長は

理解を示していることもあり、世代間の資産移転を促しつつ、贈与時期による税負担の格差を是正できるアイデアを模索していることから、何かしらの代案がでてくるかと思料されます。

その代案として浮上したのが、「持ち戻し」の延長です。「持ち戻し」とは、相続発生前の一定期間内の生前贈与については、相続財産に戻して、税金を計算するルールです。

死期を悟ってからの駆け込み贈与を防ぐために設けられたルールで、たとえ年間110万円以内の贈与があっても、それが死亡前3年以内に行われたものであれば相続財産に含めて相続税を課されてしまいます。

この3年以内を、例えば、10年とか15年に延長しようという代案です。海外では、この期間が、イギリスは7年、ドイツ・韓国は10年、フランスは15年となっており、その死亡前期間内に行われた贈与は相続財産に繰り入れることになっています。

日本において「持ち戻しの延長」が決定されれば、110万円の非課税枠がなくなるにしても、その実効性には大きな制限が付くことは避けられませんか。よって、当該生前贈与を含め相続対策は早めに実行する必要がありますので、相続対策を講じていない方は早急に取り組む必要があらうかと思います。何から手をつけていいかわからない方、すでに相続対策をしているがこのままでよいのか等ご不安がある方は、是非協会までお気軽にご相談ください。

(理事長 不動産鑑定士 手塚康弘)

大家さん・地主さんのための相談窓口

不動産のことならなんでもご相談ください！

日本地主家主協会

検索

NPO法人 日本地主家主協会

〒160-0023

東京都新宿区西新宿4-32-4 ハイネスロフト9F

TEL 03(3320)6281 (平日 9:00~16:30)

「大家塾」を毎月1回オンラインで開催しております。  
詳細はお問い合わせ下さい。